

東京都の子供政策と 東京都こども基本条例について

令和3年10月31日（日） 日本学術会議

1. 子供の権利擁護をめぐる都の現状
2. 東京都こども基本条例
3. 知事提出条例と議員提出条例
4. 東京都の子供政策の方向性

子供の権利擁護をめぐる都の現状

子どもの権利条約

- **18歳未満の児童を権利をもつ主体と位置づけ、大人と同様の一人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定める**
- **平成元年の第44回国連総会**において採択、平成2年に発効
日本は平成6年に158番目に批准（平成31年2月時点で締約国・地域数は196）
※締約国とは、条約に批准、加入、あるいは継承している国のこと
- **4つの一般原則**が規定

①	生命、生存及び 発達に対する権利	すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される
②	子どもの 最善の利益	子どもに関することが行われる時は、 「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考える
③	子どもの 意見の尊重	子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、 おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する
④	差別の禁止	全ての子どもは、子供自身や親の人種、性別、意見、障害、経済状況など どんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される

子供の権利擁護に向けた東京都のこれまでの取組（１）

- **都児童福祉審議会 意見具申「新たな権利保障の仕組みづくり」（平成10年）では、新たな子供の権利保障の仕組みづくりを提言し、本提言に基づき「子供の権利擁護委員会」を設置**
- 都児童福祉審議会 意見具申「新たな権利保障の仕組みづくり」（平成10年）
 - ・ 新たな子供の権利保障の仕組みづくりとして、下記①②を提言
 - ① **権利擁護のシステムの核となる第三者機関の必要性** → 「子供の権利擁護委員会」設置へ
 - ② その根拠として、**子供の権利に関する条例制定の必要性** → 子供の権利条例（仮称）研究会で検討
- 「子供の権利擁護委員会」を設置（平成10年）
 - ・ 子供の権利を擁護するための第三者機関として設置
 - ・ 子供を権利侵害から救済するため、事実関係の調査機能や解決に向けた調整機能を持つ
 - ・ 5年間試行

子供の権利擁護専門相談事業（東京子供ネット） 平成16年度開始

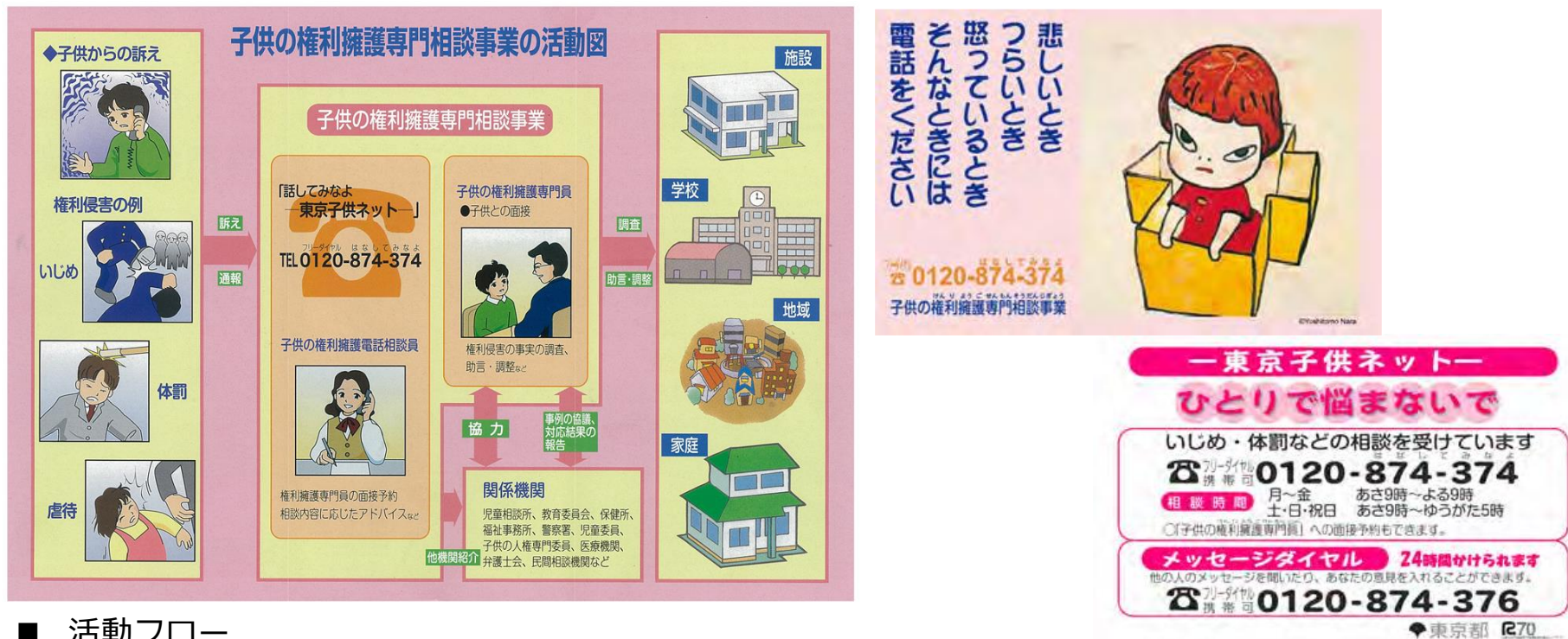
- 「子供の権利擁護委員会」としての試行を経て、平成16年度より事業開始
- 子供の福祉の向上を図ることを目的に、「子供の権利に関する専門的な相談」を受け止め、権利侵害へ具体的に対応している
- 子供の権利に関する専門機関であり、権利調整のための第三者機関※としての性質を有する

※ 子供が権利侵害を受けた場合に、子供やその保護者の代理人として交渉するのではなく、あくまでも公正中立な第三者としての立場から、「子供の福祉の向上」という最終的な目的を達成するために、子供と関係機関との間に立って助言。

■ 相談方法：電話またははがき

- ・ 都内に在学している小学4年生、中学1年生及び高校1年生の全生徒に対し、毎年夏休み前後に学校を通してカードを配布。都内公立及び私立の全小・中・高等学校の教師用にリーフレットを配布するとともに、子供家庭支援センターや図書館、児童館等関係機関に対して制度を周知。
- ・ 子供が児童養護施設等に入所するときには、子供が直接相談できるよう、「子どもの権利ノート」と一緒に専門員宛の相談はがきを配布。
- ・ 子供が一時保護されたときには、一時保護児童のためのリーフレット「とても大切なあなたへ」と一緒に専門員宛ての相談用紙を配布。保護所に設置された意見箱に投函できる。

子供の権利擁護専門相談事業（東京子供ネット）



■ 活動フロー

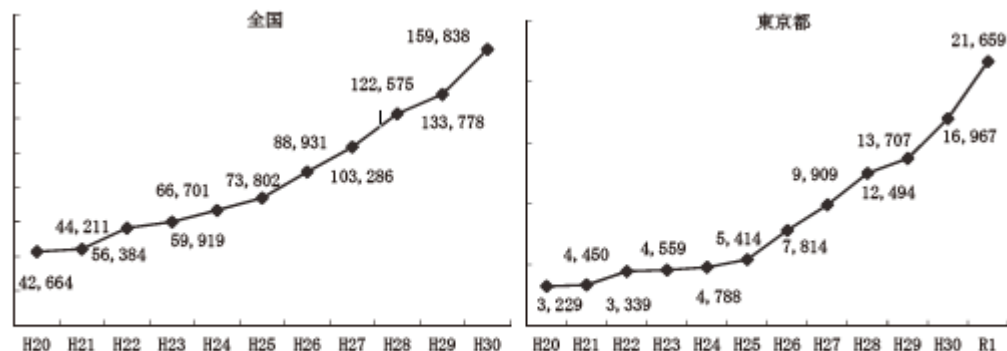
- 「子供の権利擁護電話相談員」がフリーダイヤルで電話相談を受け付け
- 電話相談だけでは解決が難しい場合は、「子供権利擁護専門員」（3名）が面接相談を実施、関係機関との調整等を行う
- 専門員は、児童福祉に関する学識経験者1名、子供の権利に携わる弁護士2名により構成

子供の権利擁護に向けた東京都のこれまでの取組（２）

- 都では、子供と家庭に関する身近な相談機関である区市町村の子供家庭支援センターと専門的対応を行う児童相談所が連携しながら、虐待の防止に取り組んできた。
- しかしながら、都内の児童虐待の対応件数は年々増加し、平成２９年度は１３，７０７件と、１０年前の約４倍に至る。こうした中、平成３０年３月に、目黒区内で５歳女児が虐待により死亡する事件が発生。
- 都は、児童相談体制を強化し、子供への虐待防止の取組をより一層進めるため、子供の権利利益の擁護と健やかな成長に寄与することを目的とする虐待防止条例を制定。

<参考>

児童相談所における虐待相談対応件数



*平成22年度数値は東日本大震災の影響により福島県の件数を除いて集計されたものである。

東京都子供への虐待防止等に関する条例

- 平成31年3月、「東京都子供への虐待防止等に関する条例」が成立（知事提出）
- 社会全体で子供を虐待から守るための新しい取組として制定、同年4月1日施行
- 前文において「子供は、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であり、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要がある」と明記するとともに、虐待の防止に当たっては、子供の年齢・発達の程度に応じた意見の尊重や、子供の最善の利益を最優先にする考え方を、社会全体で共有すべきことを基本理念に規定

＜参考＞ 制定過程

- ・ 平成30年7月から平成31年1月まで、東京都児童福祉審議会（本委員会・専門部会）において専門家による審議
- ・ 平成30年9月14日に条例の基本的考え方を公表、都民から意見募集
- ・ 同年11月30日に条例骨子案を公表、都民から意見募集
- ・ 区市町村と意見交換等を実施（平成30年10月・12月）するほか、児童福祉施設、養育家庭、民生・児童委員、医師会、学校、弁護士会及び虐待防止に取り組む民間団体などの関係者で構成する協議会等において、意見交換等を実施



児童虐待防止推進キャラクター
おせっかい
OSEKKAIくん

東京都子供への虐待防止等に関する条例（概要）

区分	ポイント	狙い
前文	権利の主体	子供は、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であり、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要があることを明記
基本理念	子供の意見尊重、最善の利益優先（第3条第2項）	子供の年齢・発達の程度に応じた意見の尊重や、最善の利益を最優先にする考え方を、社会全体で共有
未然防止	保護者の体罰等禁止（第6条第2項）	虐待にエスカレートする可能性がある。また、虐待そのもののこともある。さらに、子供の脳に深刻な影響を及ぼすこともあるため、体罰や暴言によらない子育てを明確に発信
	健診受診の勧奨に応じる保護者の努力義務（第6条第3項）	健診未受診の保護者に対し、保健所等がアプローチしやすくし、リスクを早期に把握
早期発見・早期対応	虐待通告の趣旨を踏まえた通告義務履行の周知（第9条第2項）	都民のためらいを緩和し虐待通告を促進するため、通告は、子供を守ることのみならず、家庭への支援にもつながるものであることを発信
	児童相談所等の情報提供依頼（調査の円滑化）（第11条）	条例で規定することにより、福祉等の関係機関（虐待法で規定済み）以外の民間事業者も、子供と家庭に関する情報について、個人情報保護法に基づき適切に提供できる根拠を明確化
	児童相談所間の的確な引継ぎ（第12条第1項）	リスクが高まる転居ケースについて、その緊急性や重症度に応じて、同行訪問や必要十分な資料の提供など、的確な引継ぎの実施を徹底
	児童相談所と子供家庭支援センターの連携（第12条第2項）	都の児童相談体制において車の両輪をなす、児童相談所と子供家庭支援センターとの一層の連携・協働を強化
社会的養護	社会的養護の充実のため、里親委託等を推進（第14条第1項）	都の方針を改めて明記し、里親制度の普及啓発、里親の育成、里親等委託を一層推進
人材育成	児童相談所の適切な運営体制の確保（第15条第1項）	都の方針を改めて明記し、虐待の早期対応や専門的対応を的確に行う体制を一層強化

子供の権利擁護に向けた東京都のこれまでの取組（３）

- 一時保護所における児童の権利擁護を図るため、外部評価の導入（平成28年度）や、他の自治体に先駆け、第三者委員による活動等に取り組んできた
- 現在、「児童相談所一時保護所支援改善検討会」での検討を踏まえ、児童の年齢等に応じて、大人との信頼関係の構築やアセスメントの強化を図り、一人ひとりへの日常的な支援を充実するとともに、個別対応環境の整備を推進
- 児童の意見表明権の保障や行動制限を必要最小限とすることなどの統一的な取組と併せて、一時保護の理念や対応方法等について、職員への浸透を図ることが必要

平成30年	一時保護所における第三者委員制度の導入 ○ 児童が意見表明できる窓口の整備の必要性について、外部評価において意見を受ける ○ 権利擁護の視点に立った総合的な視点を行えるよう、第三者委員として弁護士を選任
令和２年	「東京都児童相談所一時保護所支援改善検討会報告書」を公表 ○ 子どもの権利条約や憲法、児童福祉法の規定を盛り込み、一時保護は児童の最善の利益を最優先に考慮して行われるものという基本を改めて確認
令和３年	児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する仕組みのあり方の検討

東京都こども基本条例

【東京都こども基本条例】 成立過程

○ 令和３年都議会第一回定例会にて**全会一致**で成立（議員提出）

令和３年２月26日	都議会本会議にて 議員提出議案 として上程 厚生委員会に付託
令和３年３月15日	厚生委員会にて 提案説明・質疑
令和３年３月23日	厚生委員会に所属する全議員 による 修正案の提出 → 全議員の賛成・可決
令和３年３月26日	都議会本会議にて 全会一致 で 成立
令和３年４月1日	施行

【東京都こども基本条例】 基本的考え方

- 子供は「あらゆる場面において権利の主体として尊重される」ことを明確化
- **多岐にわたる子供政策の基本的な視点を一元的に規定**
(子供の安全安心・遊び場・居場所・学び・意見表明・権利擁護等幅広く規定)
- 子供政策を総合的に推進するため、
「子供施策に係る総合的推進体制の整備」について規定

【東京都こども基本条例】 前文

- **子どもの権利条約の精神にのっとり**、子供政策を推進していくことを明確化
- 「誰一人取り残さない」という**SDGsの理念**を明示
- **今後の子供政策の骨格を規定し、施策の具体化**については**都の責務**としている

<東京都こども基本条例前文>

こどもは、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在である。

社会の宝であるこどもは、また社会の一員でもあり、**あらゆる場面において権利の主体として尊重**される必要がある。

こどもの権利条約（児童の権利に関する条約をいう。以下同じ。）では、こどもに対するあらゆる差別の禁止、こどもの最善の利益の確保、生命・生存・発達への権利及びこどもの意見の尊重を一般原則としている。

全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って、伸び伸びと健やかに育っていく環境を整備していかなければならない。

「こどもを大切にする」視点から、**こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもの目線に立った政策を推進**していくことは、様々な人が共に暮らす、多様性に富んだ国際都市東京の使命である。

また、新型コロナウイルス感染症は人々の生活に大きな変化をもたらし、とりわけこどもへの影響は顕著である。**いかなる状況下においても、こどもの幸福を追求していくことが何より重要**であり、**東京都がなすべき責務を明らかにし**なければならない。

こうした認識の下、**こどもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定め**、こどもの健やかな成長に寄与することを目指し、この条例を制定する。

【東京都子ども基本条例】 個別規定（１）

条項		(多岐にわたる子供政策の基本的な視点を一元的に規定)	
第一条	目的	第十条	こどもの意見表明と施策への反映
第二条	定義	第十一条	こどもの参加の促進
第三条	基本理念	第十二条	こどもの権利の広報・啓発
第四条	こどもの権利	第十三条	こどもからの相談への対応
第五条	こどもにやさしい東京の実現	第十四条	こどもの権利擁護
第六条	こどもの安全安心の確保	第十五条	こどもに関する計画の策定
第七条	こどもの遊び場、居場所づくり	第十六条	こども施策を総合的に推進する体制の整備
第八条	こどもの学び、成長への支援	第十七条	財政上の措置
第九条	子育て家庭、こどもに寄り添った多面的支援		

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(検討)

2 この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行の状況及びこどもを取り巻く状況等について検討し、時代の要請に適合するものとするために必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の検討を行うに当たっては、こどもの意見を反映させるため、こどもの意見を聴く機会を設けるものとする。

【東京都こども基本条例】 個別規定（２）

第一条 目的

この条例は、こどもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都（以下「都」という。）が取り組むべき施策の基本となる事項を定めることにより、こどもの健やかな成長に寄与することを目的とする。

- 本条例の**基本理念**と**東京都が取り組むべき施策の基本となる事項**を定めることにより、子供の健やかな成長に寄与することを目的として規定
- 区市町村や保護者、地域社会、事業者等、
東京都以外の主体に対する責務を条例上規定せず、
東京都が取り組むべき施策の基本事項を定めている点に特徴がある

第二条 定義

この条例において「こども」とは、十八歳に満たない者をいう。なお、こどもに関する施策の実施にあたっては、次条の基本理念の実現を図る観点から、必要に応じて施策の対象とする範囲を定めるものとする。

- 本条例において「こども」を18歳に満たない者と定義するとともに、子供に関する施策の実施にあたっては、第3条で規定する基本理念の実現を図る観点から必要に応じて施策の対象とする範囲を定めると規定
- 各局の事業の特性・特徴を踏まえ、
基本理念の実現の観点から柔軟な対応が求められている

第三条 基本理念

こどもは大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であるとの認識の下、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもを権利の主体として尊重し、こどもの最善の利益を最優先とすることで、全てのこどもが、今と将来への希望を持って伸び伸びと健やかに育っていけるよう、社会全体でこどもを育む環境を整備していかなければならない。

- 前文で規定している考え方を基本理念として規定
- **こどもの権利条約の精神**にのっとり、**子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先**にすることが基本理念の骨格となっている

【東京都こども基本条例】 個別規定（３）

第四条 こどもの権利

都は、こどもの権利条約を踏まえ、こどもの生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとした、こどもの権利を尊重し、擁護するための施策を推進するものとする。

- **子どもの権利条約**に規定される**子供の権利は多岐にわたる**
- **全庁的に子供の権利についての理解を深め、施策を推進**していくことが求められている

第五条 こどもにやさしい東京の実現

都は、社会全体でこどもを育み、こどもにやさしい東京を実現するため、こどもの目線に立った施策を率先して推進するものとする。

- 本条中の「やさしい東京」とは、**ユニセフの提唱する「子どもにやさしいまちづくり」**の意味を内包している
- **様々な政策分野において「子供の参画」や「子供の権利促進」を重視し、子供目線に立った施策を推進**していくことが求められている

第六条 こどもの安全安心の確保

都は、こどもを犯罪、事故その他の危害から守るため、こどもの安全と安心の確保に必要な施策を推進するものとする。

- **子供の安全安心の確保**を図るため、**子供を取り巻く様々な環境**において子供を犯罪、事故、その他の危害から守っていくことが求められている

第七条 こどもの遊び場、居場所づくり

都は、こどもが伸び伸びと健やかに育つことができるよう、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）と連携して、こどもが過ごしやすい遊び場や居場所づくりなど、環境の整備を図るものとする。

- **遊び場や居場所は子供の健全な成長に必要不可欠なものであり、身近な場所に整備**するため、**区市町村と連携した取組**が求められている

【東京都こども基本条例】 個別規定（４）

第八条

こどもの学び、成長への支援

都は、こどもの学ぶ意欲や学ぶ権利を尊重し、こどもの可能性を最大限に伸ばすことができるよう、一人一人の個性に着目し、自立性や主体性を育むために必要な環境の整備を図るとともに、こどもに寄り添ったきめ細かな支援に取り組むものとする。

- **子供たちが意欲を持って主体的に学ぶことができるよう、子供目線を大切にした教育の展開や一人一人の実情に寄り添ったきめ細やかな支援等が求められている**

第九条

子育て家庭、こどもに寄り添った多面的支援

都は、様々な不安や悩みに直面する子育て家庭を支援するため、特別な支援や配慮を要するこども及び社会的養育を必要とするこどもへの施策をはじめ、多様な子育てと働き方のための環境の整備、専門的な相談、情報提供その他の状況に応じた適切な取組等、多面的な支援に努めるものとする。

- **子育て家庭・こどもに寄り添った実情に即したきめ細かな支援や多面的な両立支援等が求められている**

第十条

こどもの意見表明と施策への反映

都は、こどもを権利の主体として尊重し、こどもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図るものとする。

- **子供を権利の主体として尊重し、子供の意見表明と施策への反映に向けた環境の整備について規定**
→ **「当事者としての子供の意見表明」と「集団としての子供の意見表明」の二つの観点から環境の整備を図ることが求められている**

【東京都こども基本条例】 個別規定（５）

第十一条 こどもの参加の促進

都は、こどもが社会の一員として尊重され、年齢及び一人一人の発達段階に応じ、学校や地域社会等に参加することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。

- 子供が社会の一員として、発達段階に応じ、学校や地域社会等に参加できるよう、必要な環境の整備について規定
→ **子供の参加**には「**集団としての子供の意見表明**」の観点が含まれている

第十二条 こどもの権利の広報・啓発

都は、こどもの権利及び利益の尊重に関する広報その他の啓発を推進するものとする。

- 子供の権利及び利益の尊重について、**子供に対する広報・啓発、家庭や学校等における子供の権利に対する理解の醸成**が求められている

第十三条 こどもからの相談への対応

都は、こどもの不安や悩みを解消できるよう、こどもからの相談に対応する体制の充実並びに家庭、学校、地域社会及び関係機関等との連携強化に努めるものとする。

- **子供を取り巻く課題が複雑化・多様化しているため、相談体制の充実、家庭・学校・地域社会及び関係機関との連携強化等により分野横断的にサポート**することが求められている

第十四条 こどもの権利擁護

都は、こどもの健やかな成長を支援するため、権利侵害その他の不利益を受けた場合等において、専門的知見に基づいて適切かつ迅速にこどもの救済を図ることができるよう、国、区市町村その他の関係機関と連携し、社会状況の変化に応じ、こどもの権利及び利益を擁護するための体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 「**子供の最善の利益**」という観点から今後、**社会状況の変化**に応じ、**子供の権利及び利益を擁護するための体制の充実その他の必要な措置を講ずる**ことが求められている

【東京都こども基本条例】 個別規定（6）

第十五条

こどもに関する計画の策定

都は、こどもに関する計画を策定するに当たっては、第三条の基本理念にのっとるものとする。

- 第三条の基本理念にのっとり、
子供に関する計画の策定・見直しにあたっては、
子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先とすることが求められている

第十六条

こども施策を総合的に推進する体制の整備

都は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

- 子供に関する施策は多岐にわたる政策分野に及んでおり、
新たな複合的な課題が顕在化
→ 今後、**政策ベースの議論を深める中で、総合的な推進体制のあり方を検討し、必要な体制を整備**することが求められている

第十七条

財政上の措置

都は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 子供に関する施策は多岐にわたる政策分野に及んでおり、
新たな複合的な課題が顕在化
→ こども施策を総合的に推進するため、
必要な財政上の措置が求められている

知事提出条例と議員提出条例

知事提出条例の特徴

- **知事提出条例は、各部局が所掌する個別の分野についての規定が中心**
 - **各部局が所管する審議会等において専門家による議論を行った上で、議会に対して条例案を提出することが一般的**
- ⇒ **幅広い政策分野にまたがる条例の制定はハードルが高い**

＜参考＞「東京都子供への虐待防止等に関する条例」の成立過程

- 平成30年 7月
東京都児童福祉審議会（本委員会）にて
児童虐待防止等に関する条例案を検討するための**専門部会**の設置を決定
- 平成30年 8月～11月
東京都児童福祉審議会 専門部会（児童虐待防止等に関する条例案検討）にて専門家による審議
※その他都民からの意見募集や区市町村、有識者等との意見交換を実施
- 平成31年 3月 平成31年第1回都議会定例会で可決

議員提出条例の特徴

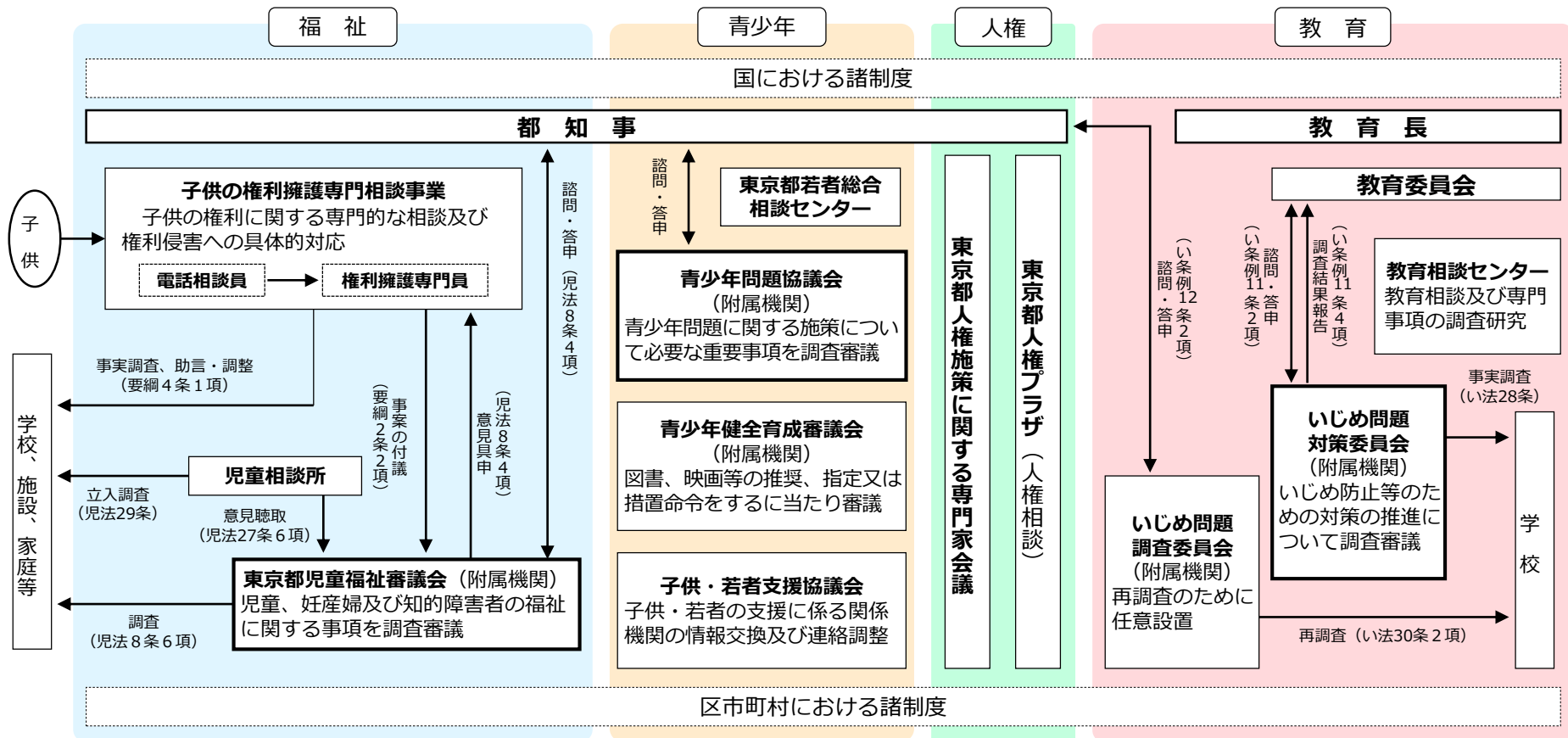
- **行政の所掌分野にとらわれずに条例案を検討することが可能**
⇒ **幅広い行政分野にまたがる課題**に対して
先進的に政策の基本的方向性を規定するものが多い
- 行政側においては、**議員提出条例を踏まえて、具体的な施策に反映・実行**

＜参考＞国における議員立法

国においても、**議員立法**の形で**幅広い分野にまたがる法律**が制定されている

- 令和3年 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律
- 令和元年 日本語教育の推進に関する法律
- 平成30年 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律
- 平成25年 子どもの貧困対策の推進に関する法律 等

<参考> 東京都における子供に関する主な制度・機関（イメージ）



東京都こども基本条例を踏まえた今後の東京都の子供政策

- 東京都こども基本条例は、**議員提案条例**として、**今後の子供政策の骨格**を規定

【東京都こども基本条例】基本的考え方（再掲）

- 子供は「あらゆる場面において権利の主体として尊重される」ことを明確化
- **多岐にわたる子供政策の基本的な視点を一元的に規定**
(子供の安全安心・遊び場・居場所・学び・意見表明・権利擁護等幅広く規定)
- 子供政策を総合的に推進するため、
「子供施策に係る総合的推進体制の整備」について規定



- **子供政策の骨格を具体化**する役割は、**行政（執行機関側）の責務**

⇒ 今後、**東京都の子供政策**において、

こども基本条例で規定された内容を具体化・実践していくことが求められている

今後の東京都の子供政策の方向性

今後の東京都の子供政策の方向性（1）

- 都政の新たな羅針盤として、令和3年3月に「『未来の東京』戦略」を策定
- 「成長」と「成熟」が両立した明るい未来の東京を切り拓くため、
目指す2040年代の20の「ビジョン」と2030年に向けた20+1の「戦略」を掲げる
- 戦略1に「子供の笑顔のための戦略」、戦略2に「子供の『伸びる・育つ』応援戦略」
を掲げ、子供政策を戦略の中核として位置づけ



「未来の東京」戦略

～渋沢・後藤の精神を受け継ぎ、新たな地平を切り拓く～

令和3（2021）年3月
東京都

みんなでつくる「未来の東京」



「わたしが大人になった時の東京」絵画コンクール 最優秀賞（小学校低学年の部）
題名「ちじょうぜんぶこうえんになったまち」

ぼくがおとなになったとき、とうきょうのまちはぜんぶこうえんになっています。
どこでもはしゃぎまわってあそべます。
くるまやでんしゃはとべようになりました。
おうちやおめせはちかにあります。
しょうごうこはそらのうえにあるのでわくわくします。

江東区立第一亀戸小学校 1年 加藤 幸太郎さん

※学校・学年は受賞当時（2019年）のもの

今後の東京都の子供政策の方向性（2）

- **戦略1** に掲げた「**子供の笑顔のための戦略**」に基づき、
子供目線に立って、子育てに関わる家族の負担を社会全体で支え、子供が過ごしやすい
地域のまちづくりを進めるとともに、**社会のマインドチェンジ**を図る

ビジョン01 子供（Children）

子供の笑顔と子供を産み育てたい人で溢れ、家族の絆と社会が支える東京

目指す2040年代の東京の姿

- **子供の目線に立ち、子供に寄り添った政策やまちづくりが徹底され、「社会の主」である子供の笑顔で一杯のまち**が実現
- 社会全体でのサポートにより、子育てに関するあらゆる負担が解消され、**子供を産み育てたいという希望を持つ人で溢れている**
- 多様な子育て施設存在に加え、**テレワークなど子育てに優しい働き方が基本**となり、「長時間労働」、「待機児童」は死語に
- **子供を産み、育てることが社会全体の喜び**となっている。
その結果、合計特殊出生率が先進国最高水準の2.07となり、**少子化からの脱却に成功**



（少子化の課題に正面から向き合う）

○ 結婚や子供を持つことへの価値観の多様化、子育てに対する経済的・精神的な負担感、将来への不安などを背景に、未婚化・晩婚化が進み、結婚や子供を持つことに踏み切れない人が増えている。東京の合計特殊出生率は、2001年に1.0まで落ち込み、直近の2019年は1.15となっている。アジアの他都市でも、ソウルは0.72、台北は1.09、シンガポールは1.14となっている。

2030年に向けた戦略

戦略1 子供の笑顔のための戦略

子供の笑顔と子供を産み育てたい人で溢れ、
家族の絆と社会が支える東京



子供が笑顔になると、周りの人も自然と笑顔になる。子供目線に立って、**出産・子育てに関わる家族の負担を社会全体で支え、子供が過ごしやすい地域のまちづくりを進めるとともに、社会のマインドチェンジを図ることで、子供が笑顔で、子供を産み育てることに喜びを感じる人で溢れる社会を目指す。**

1 子供や子育て世帯に寄り添い、あらゆる負担を徹底的にサポートする

- ・ 子供が健やかに育つことができるよう、産前から出産、子育てが終わるまで、子育て世帯が直面する様々な困難に寄り添い、切れ目なく、多面的な支援を徹底する。
- ・ 「子供を大切にする」視点から、都が率先して子供の声に耳を傾け、子供目線に立った政策を展開する。

2 子供目線に立って、身近な地域のまちづくりや政策を、都が徹底支援する

- ・ 子育て環境の整備や、公園や遊び場など子供が過ごしやすいまちづくりなど、地域での健やかな子育てに全力で取り組む区市町村を、都が強力に支援する。
- ・ 産官学民の様々な力を結集し、子供や子育て世代に優しいまちを創出する。

3 「チルドレンファースト」を社会に浸透させる

- ・ 「子供を大切にすること」を最優先とする社会に向け、産官学民が協働したムーブメントを展開し、社会全体のマインドチェンジを図る。
- ・ 若い世代が「子供と触れ合い、子育ての楽しさと大切さを学ぶ」教育を推進する。

今後の東京都の子供政策の方向性（3）

- 戦略2に掲げた「子供の『伸びる・育つ』応援戦略」に基づき、子供たち一人ひとりの個性に着目し、自立性や主体性、課題解決力を伸ばす教育への転換を進めるとともに、一人ひとりに寄り添ったきめ細やかなサポートを展開する

ビジョン02 教育

新たな教育モデルにより、すべての子供・若者が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ東京

目指す2040年代の東京の姿

- 子供たち一人ひとりに着目し、その成長をサポートする新たな「東京型教育モデル」が根付き、個別最適化された学びを通じて、自らの人生を自らの意思で切り拓いていける力が育まれている
- 英語を使いこなせるのが一般的になるなど、海外や実社会に羽ばたき、言葉の壁を越えてグローバルに活躍する人材が数多く輩出
- 学校、家庭、地域などで子供と大人が世代を超えて活発に交流しながら、子供たちが自発的に学んでいる
- 一人ひとりの状況に応じた学校以外の学びの場が実現し、誰もが学び、成長する機会を持つことができている
- 障害の有無等に関わらず、一人ひとりの学びのニーズに応えるインクルーシブな教育が実現



2030年に向けた戦略

戦略2 子供の「伸びる・育つ」応援戦略

新たな教育モデルにより、すべての子供・若者が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ



受け身型・知識習得型の学びから脱却し、子供たち一人ひとりの個性に着目し、自立性や主体性、課題解決力を伸ばす教育への転換を進める。海外や実社会に積極的にチャレンジする子供を応援するとともに、いじめ・不登校等の課題も含め、一人ひとりに寄り添ったきめ細かなサポートを展開する。

1 学び方・教え方を転換し、新たな教育モデルをつくる

- ・子供たちの個性や能力に向き合い、その成長を社会全体で支える、新たな「東京型教育モデル」を展開する。
- ・子供たちの「学ぶ意欲に応える」「力を最大限に伸ばす」「悩みに寄り添う」教育を進め、教員の働き方の転換をも図るトータルツールとして、教育現場のデジタル化を強力に進める。

2 世界を視野に、新しい時代を切り拓く人材育成を強力に進める

- ・社会の様々な課題を主体的に解決していく力や、豊かな国際感覚を身に付け、Society 5.0時代の世界に羽ばたき、グローバルに活躍できる人材を育成する。

3 一人ひとりに寄り添い、きめ細かく子供をサポートする

- ・子供たちが自己肯定感を持って、人生を生き抜いていけるよう、多様な学びの場を創出し、一人ひとりの子供をきめ細かくサポートする。

今後の東京都の子供政策の方向性（４）

- 令和３年８月に公表した「『未来の東京』の実現に向けた重点政策方針2021」では
子供目線からの総合的な政策展開を戦略のバージョンアップの視点として明示



今後の東京都の子供政策の方向性（５）

- 「東京都こども基本条例」及び「『未来の東京』戦略」に基づき、
子供を権利の主体として尊重する観点から、
子供との対話や子供の意見を基軸に置いた、**子供目線に立った政策を展開**
- コロナ禍で浮き彫りとなった課題を分析し、**子供が抱える様々な困難に寄り添うとともに、
全庁的に子供目線に立って政策の再検証を行い、子供政策のバージョンアップを図る**

